

※電子契約による場合は、電子調達システムにより作成し、本契約書（案）は契約内訳書となる。

素材の検知業務請負契約書（案）

1 事業名 素材検知業務請負（羽根山沢外6国有林）

2 事業場所 秋田県北秋田市羽根山外5字羽根山沢外6国有林206林班ち小班外

3 業務内容、請負予定数量、請負予定単価及び請負予定金額

業務内容	請負予定数量	請負予定単価	請負予定金額
(1)の業務	132m ³		
(2)の業務	366m ³		
(5)の業務	413m ³		
計	911m ³		
消費税			
合計	911m ³		

4 事業期間 自 契約締結日の翌日から

至 令和8年2月27日

5 特約事項 別紙1のとおり

6 事業内訳書 別紙2のとおり

7 契約保証金 免除

上記の請負事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署上小阿仁支署長 佐々木 弘義（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、本契約書及び令和7年9月11日に交付した素材の検知業務請負契約約款によって契約を締結し、この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者「甲」 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13
分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署
上小阿仁支署長 佐々木 弘義

請負者「乙」

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、素材の検知業務請負契約約款第6条により対応する。

事業内訳書(検知)

単位:m3

物件番号	材種	作業工程	予定数量	備考
	素材	(1)の業務	132	
		(2)の業務	366	
		(5)の業務	413	
		計	911	

検知業務請負(作業内容)

- (1)の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (5)の業務 低質材及び低評価一般材の層積検知(縦、横、高さを測る)を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。